平成　　年　　月 　 日

（あて先）宇都宮市長

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び住所並びに

 　　　　　　 届出者　法人にあつてはその代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号）

㊞

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年環境省令第２２号）

附則第２条第２項に基づく石灰石に係る経過措置の適用の解除について（届出）

　大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年環境省令第２２号）附則第２条第２項に基づく石灰石に係る経過措置の適用を受けていたところ，以下のとおり，原料として使用する石灰石中の水銀含有量が０．０５mg/kg未満である月が４ヶ月以上継続したため石灰石に係る経過措置の解除を届け出ます。

記

１　過去４ヶ月間の石灰石中の水銀含有量　　（mg/kg）

（添付書面）

　　　精度管理に関する情報